

## 第4回成年後見人養成講座実施要領

### 1 目的

我が国社会の核家族化や高齢化の急激な進展に伴い、成年後見制度の果たすべき役割は更に重要になってきており、今後とも、更に需要が増大することが見込まれています。

現在、後見人になる人は家族や親族、また弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職です。今後、高齢社会が進むなか、後見人の大幅な不足が予想されます。

そこで、多くの方にこの制度の理解を得て、家族後見人、市民後見人として活躍していただけることを願い、財団法人民事法務協会では、成年後見制度を支える担い手の養成を図るため、後見事務に意欲を持つ人を対象に、成年後見人養成講座を開設するものです。

### 2 応募資格 次のすべてに該当する方

- (1) 年齢25歳以上の方（平成22年8月2日現在）
- (2) 東京都内及び近郊在住の方（通勤可能な方）
- (3) 成年後見制度及び福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な方
- (4) 社会貢献に意欲がある方  
（後見業務の養成研修を有する団体に所属している方、又はすでに親族以外の方の後見人として活動している方を除く、ただし、他の機関が実施した市民後見人養成講座等の修了者であっても参加可能）

### 3 内容

- (1) 実施期間：平成22年9月12日（日）～16日（木）計5日間  
午前9時30分から午後4時30分まで
- (2) 会場：東京都千代田区神田淡路町2-10-6  
オークプラザ2F ビジョンセンター秋葉原
- (3) カリキュラム：別紙1のとおり

### 4 定員 36名

### 5 応募方法

成年後見人養成講座受講申込書（別紙2）を平成22年8月12日（木）までに申込先に到着するよう郵送又はFAXしてください。

### 6 選考方法

申込書の書類選考により受講者を決定します。

7 参加費

金 3,000 円 (レジメ等資料代)

8 教材

財団法人民事法務協会にて準備します。

9 修了証

財団法人民事法務協会会長から全科目修了者に「修了証」を授与します。

10 申込先

財団法人 民事法務協会

成年後見センター

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-8-5

第二萬代家ビル3階

電話 03-5295-1610 FAX 03-5295-1432